



副業・兼業人材活用 支援補助金制度のご案内

小牧市では市内の中小企業などが生産性向上、事業の拡大、社員のスキルアップなどを図るため、専門的かつ高度な技能を持ち、主とする労働以外の時間を活用して業務に従事する人材(副業・兼業人材)を活用した場合に要した費用の一部を補助します。



対象者

中小企業者または小規模事業者で次の要件を満たす方

- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種や、消費者金融業を営む者でない方

補助対象経費

副業・兼業人材とマッチングを行う事業者を支払う手数料または委託料のうち、最初の12ヶ月分(消費税を除いた額)

条件

- ・ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点で事前に相談を受けてください。
- ・ 本制度の利用を希望する場合は事前に市へ事業計画書の提出をしてください。
- ・ 市内事業所で行う副業・兼業人材を活用した事業に限ります。



補助金額

補助対象経費の1/2
(100円未満の端数は切り捨て)
限度額 10万円

申請方法

事業に対する全ての手数料又は委託料の支払いが完了した月の属する年度末まで交付申請書のほか以下の書類を添付して提出してください。

- ・ 実績報告書(様式有)
- ・ 登記簿謄本(法人の場合。3カ月以内に作成されたもの)
- ・ 開業届または直近の確定申告書類(個人事業主の場合)
- ・ 補助対象経費の支払いを証する書類 → 領収書または請求書及び通帳の写し
- ・ 市税の滞納がないことを証する書類 → 直近の納税証明書
- ・ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点に提出した企業情報シート
- ・ 副業・兼業人材及びマッチング事業者との契約書の写し
- ・ 副業・兼業人材の職務の経歴がわかる資料の写し



小牧市役所 商工振興課 商工労政係

TEL 76-1134

mail shoukou@city.komaki.lg.jp

愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点の詳細はこちら

愛知県プロフェッショナル人材

